平成12年2月27日　第1278号　発行：湯沢町役場総務課

広報ゆざわ

湯沢町町民憲章

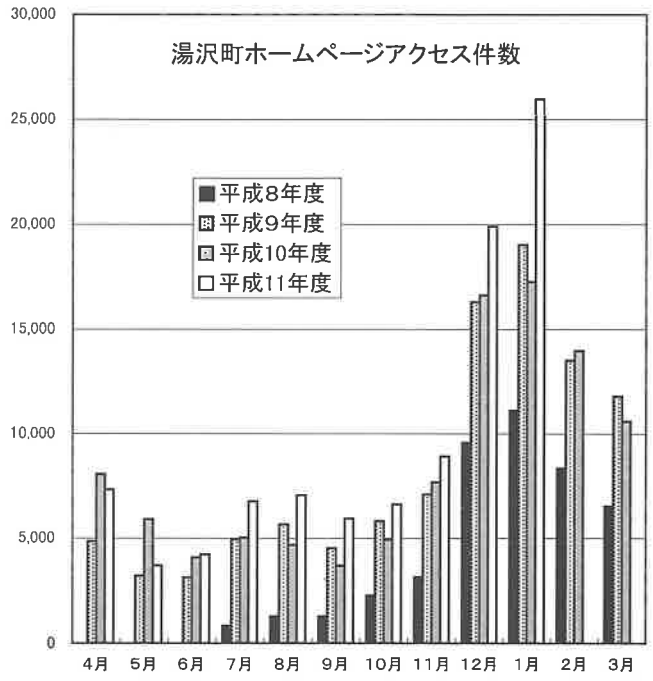
わたしたちのねがい

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう

湯沢町のホームページ、アクセス30万件突破!!

平成8年7月1日に湯沢町のホームページが開設されてから3年半が経過しました。

ホームページへのアクセス（接続）件数もインターネットの普及により順調に伸び続け、1月末までの累計で29万8,815件、今月には30万件を突破しています。年間のアクセス件数をみると冬期のアクセスが全体の6～7割を占め、今年1月には2万5,937件と前年同月（1万7,261件）に比べて約50%増となっています。





ホームページの掲載内容は、行政情報をはじめ、イベント・スキー・温泉の情報や広報ゆざわ等様々です。また、冬期には積雪情報を毎日更新しており、湯沢を訪れるスキーヤーから好評を得ています。また、トップページには湯沢駅前の写真を毎日更新して掲載しているため、湯沢の天気状況の参考とされているようです。

昨年10月には六日町のホームページも開設され、南魚沼郡の4町がそれぞれホームページを持つこととなりました。インターネットを始めたら、ぜひご覧になってみてください。

【問い合わせ】
企画調整課
TEL 84・2212



ホームページアドレス

湯沢町　http://www.iijnet.or.jp/yuzawa/
塩沢町　http://www1.ocn.ne.jp/~shiozawa/
六日町　http://www.yukiguni.ne.jp/muikamachi/
大和町　http://nsv1.tiara.or.jp/~yamato/

3月1日から 定期借家制度 が施行されます。

～期間満了で更新なく終了する賃貸借契約が可能に～

新たに定期借家制度を設け、良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する国や地方公共団体の努力義務を定めた「良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法」が、昨年十二月十五日に公布されました。

定期借家契約とは、期間の満了時に更新なく契約が確定的に終了する新しい賃貸借契約です。今回の法律の成立に伴って「借地借家法」の一部が改正され、従来の正当な事由による更新拒絶・解約の制限のある借家契約のほか、定期借家契約という新たな契約の形が加わりました。この借地借家法の一部改正は、今年三月一日から施行されます。



定期借家契約のポイント

- 定期借家契約は、必ず公正証書などの書面によって契約をしなければなりません。
- 賃貸人は、賃借人に「この賃貸借は更新がなく、期間の満了により終了する」ことを、契約書とは別に、あらかじめ書面を交付して説明しなければなりません（もし、その説明をしなければ、その契約は契約の更新がある従来型の借家契約となります）。
- 期間が１年以上の定期借家契約の場合、賃貸人は賃借人に対して期間満了の１年前から6か月前までの間に期間満了によって賃貸借が終了する旨の通知をしなければ、その終了を賃借人に対抗することができません。
- 居住用の建物で床面積が 200m²未満のものについては、転勤、療養、親族の介護その他のやむを得ない事情により、賃借人が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となったときは、賃借人は１か月前に申入れを行うことにより賃貸借の中途解約をすることができるということが法律上認められています（これより長い中途解約の申入れ期間を特約で設けるなど、賃借人に不利な特約を結んでも無効になります）。
- これ以外の建物については、契約書に中途解約の特約があれば、その定めに従って、中途解約をすることができます。
- 今年３月１日より前に結ばれた賃貸借契約は、これまでどおり、正当の事由による更新拒絶・解約の制限のある借家契約として有効です。
- 今年３月１日より前に契約した居住用建物を引き続き賃貸借する場合は、定期借家契約に切り替えることはできません。

＊詳しくは、国や都道府県などの担当窓口までお問い合わせください。

定期借家契約 Q&A

定期借家契約一般

Q 定期借家とはどのような契約ですか？

A これまでの借家契約では、正当の事由がない限り、家主から更新を拒絶することはできないことになっていました。しかし、定期借家契約では、契約で定めた期間の満了により、更新されることなく確定的に借家契約が終了します。

Q 定期借家契約を結ぶことができる建物は、住宅のほかにもありますか？

A 定期借家契約を結ぶことができる建物は、住宅だけではありません。オフィスビルの一室を借りる場合、自営のための店を借りる場合など、事業用の建物の場合も定期借家契約を結ぶことができます。

Q 定期借家契約を結んで、その期間が満了すれば、必ずその借家を出て行かなければならないのですか？

A 定期借家契約は、契約で定めた期間が満了すれば、確定的に契約は終了しますが、賃貸人と賃借人の双方が合意すれば、改めて再契約をし、引き続きその借家への居住を続けることができます。

Q 今後の借家契約は、定期借家契約しか結ぶことが

できなくなるのですか?

A 定期借家契約を結ぶことができるようになった後も、従来の正当の事由による解約制限のある借家契約を結ぶことも可能であり、二種類の借家契約のどちらかを選択することができます。

契約の方法

Q 定期借家契約はどのように結べばよいのですか?

A 定期借家契約は、公正証書などの書面によって結ばなければなりません。したがって、口頭だけの契約では定期借家契約は成立せず、その場合は、従来の正当の事由による更新拒絶・解約の制限のある借家契約となります。

Q 契約書には、どのような内容を記載すればよいのですか?

A 定期借家契約では、最低限、期間満了時に契約の更新がないこととする旨を定めておくことが必要です。したがって、契約書にこの内容を記載していれば定期借家契約と認められますが、賃貸人と賃借人の双方にとってよりよい契約書とするためには、建設省作成の標準契約書に沿った契約書を作成することをお勧めします。

Q 公正証書によらず、市販の契約書で契約してもよいのですか?

A 定期借家契約は、公正証書などの書面により締結する必要がありますが、必ず公正証書によらなければいけないわけではありません。市販の契約書で契約しても、独自に作成した契約書で契約しても有効となります。

Q 定期借家契約を結ぶ際に行う説明は、どのような書面によればよいのですか?

A 書面による説明義務は、賃貸人が賃借人に対して定期借家契約であることを十分に理解してもらうために設けられたものです。具体的には、契約の更新がないこと、期間の満了により借家関係が確定的に終了すること、契約の終了年月日などを記載したものとすることが考えられます。なお、その後のトラブルとならないよう記録に残しておくことをお勧めします。

Q 書面により説明したかどうかは、どのように記録に残しておいたらよいのですか?

A 賃貸人は、賃借人に定期借家契約を結ぶ際に説明をした場合、その書面を交付したことと引き換えに受領証を受け取るなどして、その後のトラブルにならないよう備えておくことをお勧めします。

契約期間満了の通知

Q 期間が満了して賃貸借が終了する旨の通知は、なぜ必要なのですか?



A 賃貸人に定期借家の終了についての通知を義務づけたのは、賃借人に契約終了に関する注意を喚起し、再契約のための交渉や代わりの建物を探すための期間を確保するためです。

Q 賃貸人は、期間が満了して賃貸借が終了する旨の通知をいつ行えばよいですか?

A 賃貸人から賃借人への賃貸借終了の通知は、契約期間が一年未満の場合は必要ありませんが、契約期間が一年以上の場合は期間満了の一年前から六か月前までの間（通知期間）に行わなければなりません。

Q 通知期間経過後に通知すると、借家関係はどうなるのですか?

A 賃貸人が通知期間経過後に通知した場合、その通知の日から六か月間は賃借人は建物を引き続き使用することができますが、その後は、再契約が整わなければ建物から退去することになります。

Q 通知が遅れて期間満了後もその建物を引き続き利用する場合、その賃料はどうすればよいのですか?

A 賃貸人が通知義務を怠った場合には、賃貸人は通知の日から六か月間は賃貸借が終了したと賃借人に主張できませんが、賃借人は、これまでと同様に、その期間は賃料を支払うことになります。

Q 通知はどのような形式で行ったらよいのですか?

A 通知に関しては法律上は「文書による」ことは必要とされていませんから、口頭によるものでもよいのですが、建物賃貸借の当事者間のトラブルを回避する意味から、内容証明郵便などの文書で通知することをお勧めします。

制度施行前の契約

Q 今年三月一日より前に結ばれた借家契約は、この法律によって何か影響を受けるのですか?

A 何も影響を受けません。従来の借家契約として更新されることになります。

新年度予算は72億1，000万円

3月7日から定例議会

3月7日から定例議会が開かれ、町長の行政報告及び施政方針演説のあと、新年度予算などについて審議されます。

平成12年度一般会計予算(案)は、前年度当初に比べ、7億4，000万円(9．3％)の減となっています。歳入は、固定資産税の自治大臣配分償却資産や税法改正による土地分の減、また都市計画税及び特別地方消費税の廃止などにより減少しています。歳出は、岩原川原線・中央公園整備等の補助事業の減、介護保険制度のスタートに伴いデイサービスや老人保護措置費等が介護保険特別会計(新設)に移されたことで減少しています。

なお、会計規模が減少しているなか、介護保険特別会計への操出金、松川、古野・中里、宮林児童遊園地のトイレ等の整備費補助金、観光宣伝費拡充などが盛り込まれました。

阪神・淡路大震災被災者の方へ
自立支援金の申請期限は4月28日です

◎被災者自立支援金とは

一日も早く生きがいのある生活を再建できるよう、一定の要件を満たす被災世帯に対して支援金を支給する制度です。

◎支給額

複数世帯
120万円～50万円

単身世帯
90万円～37万5，000円

※住民税所得割または所得税が非課税の高齢者世帯などについて、他市町(神戸市は5つのブロックに区分)へ移転した場合、30万円か25万円を加算。

【問い合わせ】
兵庫県生活復興推進課
TEL078・362・4022

※期限を過ぎますと申請できませんのでご注意ください。

※申請用紙の請求は、り災証明書の発行を受けた市町の担当課へどうぞ。

＊＊＊



湯沢温泉雪まつり

3月4日・5日　布場スキー場

主催：湯沢温泉雪まつり実行委員会

▷4日（土）の行事◁

15：00～16：00
ミス駒子コンテスト
18：30
雪祭り会場オープン
19：30
鳥追い
19：35
雪中みこしとスキー供養
19：50
ミス駒子審査発表
20：10
チャリティビンゴ大会
20：30
たいまつ滑降と花火大会
（21：00閉会）



3月4日の交通規制

【規制区間】
県道湯沢温泉線
「まことや」前から「白林」前交差点まで
【時間・規制内容】
正午～午後1時…通行止
午後1時～6時30分…「白林」方向への一方通行
午後6時30分～10時…通行止
※お問い合わせは、TEL 85－5353へ。

農業用軽油の免税証の交付

農業用トラクター等に使用する軽油の免税証を交付しますので、ご希望の方は申請してください。

【交付日時】
3月24日（金）　午前9時～午後4時
※電算処理の都合上、時間内においでください。

【場所】
六日町総合庁舎2階　第3会議室

【持参するもの】
・耕作面積証明書（農業委員会長が証明するもの）
・印鑑（共同で申請する場合は全員のもの）

このほかに
①昨年に引き続き申請する場合
・免税軽油使用者証（機械を買い替えた場合は機械の所有証明が必要）
②初めて申請する場合
・機械の所有証明（販売店等が証明するもの）

【問い合わせ】
六日町財務事務所課税課（軽油引取税担当）
TEL 72 － 2664

掲示板

雪遊びパーク「スノーキッズ」開催！

雪ぞり遊び・雪工作・スノーモービルなど雪上の楽しみを気軽に体験できる「雪の公園」です。どうぞお出かけください。

【内容／日時／対象】
①雪遊びキンダーガーデン
2月28日（月）・29日（火）・3月2日（木）
午前9時30分～11時30分
町内の保育所児童及び入所前の親子
②雪遊びパーク
3月4日（土）・5日（日）・11日（土）・12日（日）
午前10時～午後3時
町内外の住民やスキーヤーなど一般の方々

【会場】
湯沢中央公園野球場

【問い合わせ】
（財）湯沢町都市施設公社
TEL 84 － 1511



3月1日～7日は建築物防災週間

建築物に対する防災意識の向上により、生命・財産を守り、安全で住みよいまちづくりを推進する週間です。この機会に身の回りから防災について見つめてみましょう。

【実施内容】
・特殊建築物の定期報告制度の推進
・建築物の地震に対する安全チェックと耐震改修
・多数の人が利用する建築物の防災施設の点検
・ブロック塀の安全対策の推進

【相談窓口】
六日町土木事務所　建築課
TEL 72 － 3958

"いきいきクラブ"交通安全コンクール

高齢者が被害者となる死亡・重大事故を防止するため、交通安全コンクールが開催されます。これは、チームで6ヵ月間無事故にチャレンジするものです。参加者には参加賞を贈呈されるほか、全員が無事故を達成したチームは表彰されます。

【参加資格】
県内に居住している65歳以上の方で、自動車運転免許をお持ちでない方。
ただし、チームリーダーは普通免許以上をお持ちの方とします。

【チーム構成】
1チーム5～10名。チームリーダーは各地区の交通安全協会役員、地域交通安全活動推進委員、老人クラブ役員、高齢者交通安全推進員等の方にお願いします。

【チャレンジ期間】
4月1日から9月30日までの6ヵ月間

【達成報告】
無事故達成の確認は、チームリーダーの責任で行い、交通安全協会へ10月5日までに報告。

【参加申込締切】
3月8日（水）

【申込・問い合わせ】
南魚沼郡交通安全協会　TEL 73 － 6524

シリーズ検診③ 肺がん検診

がんの中で最近増えているのが肺がんです。

肺がんで死亡する人は、毎年増加しています。21世紀には、胃がんを抜いてトップに立つと予想されています。新潟県では、男性も女性も全国平均より高い死亡率を示しています。

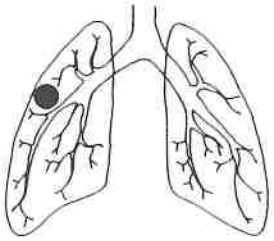
市町村の肺がん検診を受信した成績をみると、年齢が高いほど発見率が高くなっています。また、男性の受診率は女性の半分ですが、発見された肺がんは約2倍に上ります。

肺がんは、早期で見つかれば治る病気です。放射線治療など体にやさしい治療も行われています。まれに急に進行する場合もあるので、早期に発見するためにも年に1回は検診を受けましょう。

危険群の人は、次の二つの検査を受けることが大切です。

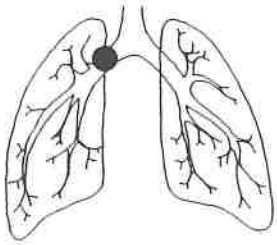
①肺野型肺がん

レントゲン検査で見つけます。二人の医師が読影し、さらに3年前にさかのぼってX線の間接写真を比較読影します。



②肺門型肺がん

顕微鏡を使った喀痰細胞診でがん細胞を見つけます。



早期発見のために

たばこを吸う**一日の本数×年数が600以上の人は、肺がん高危険群**といえます。高

平成12年度湯沢町臨時職員登録者募集

募集職種	事務補助	保育士	給食調理員
登録資格	高卒以上の学歴を有し、平成12年4月2日時点で年齢18歳以上49歳以下の人	保母資格または幼稚園教諭免許を有し、平成12年4月2日時点で年齢49歳以下の人	調理師免許を有し、平成12年4月2日時点で年齢18歳以上59歳以下の人
勤務場所	役場または町施設	町立保育所	町立保育所
賃金月額	142,100円（通勤費支給）	152,900円～（通勤費支給）	146,900円～（通勤費支給）
福利厚生	厚生年金保険、健康保険、雇用保険及び労災保険については、法令の定めるところにより加入します。		
雇用期間	5ヶ月以内。ただし、必要に応じて、1ヶ月離職した後5ヶ月以内の範囲で延長する場合もあります。		
応募方法	市販の履歴書に所要事項を記入し、登録に必要な資格証、免許証の写しを添付のうえ、役場総務課に提出してください。なお、再登録の方については、履歴書の写真及び資格証、免許証の写しは不要です。		
募集期間	4月から採用を希望する方は、3月10日までにお申し込みください。それ以外の方は、随時受け付けます。		
問い合わせその他	**総務課人事給与係　TEL 84－3451** **登録者が多数あった場合等、登録いただいても採用できないことがありますので、ご承知おきください。**		

応援します、Uターン就職

新潟県、ハローワーク六日町（六日町公共職業安定所）では、Uターン就職希望者の登録制度を実施しています。

Uターン登録者に対しては、企業情報、求人情報及び生活関連情報の提供を行うほか、就職相談や東京で行うYOUターン就職フェア（面接会）の案内等も行います。

県内のハローワークか町役場、にいがたUターン情報センター（東京都渋谷区神宮前4－11－7表参道・新潟館ネスパス2階）で登録できます。

県外にお住まいのご家族や知り合いの方で、Uターン就職を希望されている方にぜひお知らせください。

【問い合わせ】
ハローワーク六日町
TEL 72・3157
にいがたUターン情報センター
TEL 03・5777・7713

放し飼い　フンの放置
犬を飼う資格無し！

犬の放し飼いや綱を解き放しての散歩、散歩中のフンの放置をしているあなた、あなたに犬を飼う資格はありません。

たくさんの苦情が寄せられています。犬を飼っている人は、犬への愛情だけでなく、自分が果たすべき社会への責任をお忘れなく。



住民課環境公害係
TEL 84 － 3453

町共同浴場の営業と振替休日

◆二居共同浴場宿場の湯
（木曜定休日）
3月2日㈭は営業します。
（振替休日＝3月1日㈬）

【問い合わせ】
水道温泉課
TEL 84・4853

大人のための絵本を楽しむ会

絵本の絵と言葉は、子どもたちの心の栄養となるだけでなく、大人にとっても〝いこい〟〝生きるよろこび〟〝生きるはげまし〟になります。忙しい日常を離れ、絵本の中に心を遊ばせてみませんか。

【日時】
3月7日（火）
午後1時30分～3時

【会場】
湯沢町公民館1階和室

【対象】
小学生以上

【内容】
絵本を読み、わらべうたをうたう。

【主催】
絵本の読みきかせボランティア　虹の会

全血献血にご協力を

【日時】
3月10日（金）
午前10時～11時30分
午後1時～3時

【場所】
苗場スキー場

【問い合わせ】
福祉保健課福祉係
TEL 84・4560

お年寄りのよろず相談

新潟県高齢者総合相談センター（新潟市上所2－2－2新潟ユニゾンプラザ3階）では、お年寄りやその家族の方々が抱える悩みごとや心配ごとについての電話相談を無料でお受けしています。ご利用ください。

【日時・電話番号】
毎週月～金曜日（祝日除く）
午前9時～午後5時
TEL 025・285・4165

相談無料、秘密厳守　人権相談所開設

心配ごとや困ったこと、お気軽にご相談ください。

①不当な差別、名誉・信用・信教の自由の侵害、むごい扱い、いやがらせ、隣近所とのもめごと、いじめなどの問題

②借地借家、登記、供託、戸籍、家庭内のこと（夫婦・親子・相続・遺言等）などの問題

③正当な権利がありながら、お金がないため裁判ができず、困っているなどの問題

【日時】 3月10日（金） 午後1時～4時
【会場】 湯沢町公民館
【担当者】 人権擁護委員、法務局職員
【後援】 湯沢町

※法務局六日町支局（TEL 72 － 3742）及び人権擁護委員は、いつでも無料・秘密厳守で人権問題や法律扶助関係の相談に応じています。

◎最寄りの人権擁護委員
南雲　圭子（石白）　TEL 84 － 2873
剱持　正幸（古野二）　TEL 87 － 3045
岸野　　巖（布場）　TEL 84 － 2866

～3月の暦～

ごみ収集

※問い合わせ　住民課環境公害係 TEL 84－3453

区分	出し方	湯沢東	湯沢西	土樽・神立	三国・三俣
可燃ごみ	(注)のとおり。	㊊・㊌・㊎(20日・29日は休み)		㊋・㊍・㊏	
ダンボール	紐を十字にかける。	9日・23日	14日・28日	8日・22日	13日
新聞・雑誌・チラシ		2日	7日	1日	6日
ペットボトル	不燃ごみ指定袋に入れる。袋を二重にしないこと。	16日	21日	15日	27日
空き缶		7日・21日	2日・16日	6日	3日・17日
空きびん		14日	9日	13日	10日
その他の不燃ごみ		28日	23日	27日	24日

(注)事業系可燃ごみは黄色の指定ごみ袋で、一般家庭の可燃ごみは指定された方法で出すようお願いします。
◎ガラス等(その他の不燃ごみ)は、新聞紙等に包んでから指定ごみ袋に入れて出してください。
◎いずれのごみも、重さ10Kg以下で出してください。
◎収集日の午前8時まで(時間厳守)に収集場所へ搬出してください。
◎毎月29日は、曜日にかかわらず収集はお休みです。ご注意ください。

保健衛生行事

※問い合わせ　保健センター TEL 84-3149

日	種目	対象	時間	会場
1㊌	3歳6ヵ月児健診	H8年8月・9月生まれ	13:00～13:30	保健センター
2㊍	リハビリ	訓練参加者	13:30～15:30	〃
7㊋	2歳児歯科健診	H9年12月～H10年2月生まれ	9:00集合	〃
14㊋	精神保健相談	希望者(要申込)	13:30～15:00	六日町保健所
15㊌	3歳児歯科健診	H9年1月～3月生まれ	13:40集合	保健センター
16㊍	リハビリ	訓練参加者	13:30～15:30	〃
22㊌	乳児健診	H11年5月・11月生まれ	13:00集合	〃

予防接種

※問い合わせ　保健センター TEL 84-3149

日	種類	対象	時間	会場
9㊍	風しん	H10年2月～H11年1月生まれ	14:30～15:30	湯沢町国保診療所2階集団検診室
16㊍				
23㊍				

◎持参するもの：母子手帳、予診票、受診券、体温計、筆記用具
◎必ず実施時間内に来所してください。接種料金は無料です。

3月の心配ごと相談日

1日(水)　相談員　井熊　秀夫
8日(水)　相談員　高橋　武成　南雲ミヨシ
15日(水)　相談員　橋本　秋治　高橋トミエ
22日(水)　相談員　高橋　武成　杉本　芳枝
29日(水)　相談員　井熊　秀夫　南雲ミヨシ

【会場】福祉センター
※時間はいずれも午後1時～4時です。なお、時間中は、電話(TEL 84・4113)での相談もできます。

3月の行政相談日

15日(水)午後1時～3時
相談員　田村藤治郎
【会場】湯沢町公民館

3月の救急診療当番

日	時間	内科		外科	
4 ㊏	12：00 ～ 18：00	坂内医院	TEL 76－2015	六日町病院	
	18：00～翌朝6：00	六日町病院	TEL 72－7111	六日町病院	
5 ㊐	9：00 ～ 16：30	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所	
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 77－2111	ゆきぐに大和総合病院	
11 ㊏	12：00 ～ 18：00	つくし診療所	TEL 79－3198	斎藤記念病院	TEL 73-5111
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 77－2111	斎藤記念病院	TEL 73-5111
12 ㊐	9：00 ～ 16：30	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所	
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 77－2111	ゆきぐに大和総合病院	
18 ㊏	12：00 ～ 18：00	萌気園デイケア診療所	TEL 77－4777	六日町病院	
	18：00～翌朝6：00	六日町病院	TEL 72－7111	六日町病院	
19 ㊐	9：00 ～ 16：30	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所	
	18：00～翌朝6：00	六日町病院	TEL 72－7111	斎藤記念病院	TEL 73-5111
20 ㊊	9：00 ～ 16：30	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所	
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 77－2111	ゆきぐに大和総合病院	
25 ㊏	12：00 ～ 18：00	湯沢町診療所	TEL 84－2303	ゆきぐに大和総合病院	
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 77－2111	ゆきぐに大和総合病院	
26 ㊐	9：00 ～ 16：30	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所	
	18：00～翌朝6：00	六日町病院	TEL 72－7111	六日町病院	

※問い合わせ　日曜・祝日 ⇨ 休日救急診療所　TEL７３－６６８８
その他の日 ⇨ 魚沼消防本部　TEL８２－１２１１

ドライバーの皆さん 雪道は優しい運転で！



消雪パイプの水などで水浸しになっている道路を、通学児童や除雪作業中の人に水しぶきを浴びせながら通過する車両がみられます。また、積雪で狭くなった道路をいつもと同じスピードで走行することは非常に危険です。

ドライバーの皆さん、スピードを落として歩行者等に優しい運転をお願いします。

社会福祉協議会からお詫び

2月16日に新聞折込された「社協湯沢」の〝大口募金協力者〟欄において、左記の団体の記載が漏れていました。深くお詫びするとともに、ここにご報告させていただきます。

土樽婦人会
（歳末募金として）
24,400円

ご結婚おめでとうございます

2月12日　阿部　孝智　さん　（一之町）
（和田）真由美さん　（柏崎市）



ご逝去お悔やみ申し上げます

2月4日　石原　平太郎さん　（浅貝、87歳）
2月7日　田村　夢次　さん　（小坂、81歳）
2月8日　南雲　サキ　さん　（平沢、92歳）
2月13日　林　アイ　さん　（幅下、81歳）
2月16日　南雲　喜重　さん　（宮林、71歳）

※類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
※広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。